

広島県告示第六百十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定によって、指定居宅介護支援事業者として次の者を指定した。

平成二十年七月三日

広島県知事 藤田 雄山

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	名称	名称	名称	名称	指定年月日
	株式会社ピースオブマインド	広島市西区南観音四丁目二番四四号	ポム居宅介護支援事業所	広島市西区南観音四丁目二番四四号	居宅介護支援事業所	広島市安佐南区古市三丁目一六番七号 コーポ森下一〇五号	ポム居宅介護支援事業所	平成二〇年六月一日
	有限会社スマイル	広島市西区井口明神二丁目八番四号						平成二〇年六月一日